

個人情報の外部提供について

発言者	発言要旨
会 長	<p>はじめに、審議事項の「個人情報の外部提供」について審議する。前回の会議で出された意見を基に私と小森副会長、事務局で答申案を作成し、委員の皆様事前に郵送し、提示したところである。内容について、改めて事務局から説明してもらいたい。</p>
事 務 局	<p>本件は議会に提出される「権利の放棄に関する議案」を外部提供する場合の個人情報の取扱いについて諮問されたものである。</p> <p>「権利の放棄に関する議案」は、市の活動を説明する責務として市民等へ情報提供される必要があるが、議案に記載される情報は、市が放棄する債権の内容・金額等のほか、債務者の氏名・住所を含んでおり、公開されることで個人が中傷されるおそれのある、非常にプライバシー性の高い性質のものである。</p> <p>一方、市民等へ議案を情報提供する場合、債務者の氏名と住所により個人を特定しなくとも、市が債権を放棄する理由等が明記されていれば、権利放棄の内容を市民等に説明する市の責務を果たすことができる。</p> <p>従って、「権利の放棄に関する議案」を市民等へ外部提供する場合は、個人が特定される情報は記載されるべきではなく、答申案に記載した形で外部提供すべきである。</p> <p>ただし、市長等を相手にした損害賠償請求に係る個人情報等については、性質的にこの限りではないものとする。</p> <p>また、「権利の放棄に関する議案」を外部提供する場合の個人情報の取扱いについて、他の実施機関も本件と同様の取扱いとすることを付言するものである。</p>
会 長	<p>このことについて、質問・意見はあるか。</p>
全 委 員	<p>— 質問・意見なし —</p>
会 長	<p>それでは、意見がなければ、可否を取る。「個人情報の外部提供」について、この答申案をもって市長に答申を行うことでよいか。</p>
全 委 員	<p>— 異議なし —</p>
会 長	<p>それでは、本件については、この内容で確定する。</p>